

新潟県後期高齢者医療広域連合 障がい者活躍推進計画

機関名	新潟県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
新潟県後期高齢者医療広域連合における障がい者雇用に関する課題	新潟県後期高齢者医療広域連合事務局は、市町村からの派遣職員により構成される組織で、人員体制も 30 人程度と小規模であったことから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 また、障がいのある職員が派遣により在籍することになった実績はないが、これまでも職員の事情には個別に柔軟な対応をしてきていることから、障がい者に限定した組織的な体制整備は特段行ってこなかったが、今後は、障がいのある職員が在籍する可能性を考慮した体制整備を行う必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○障がいのある職員が在籍する場合を想定し、職員の障がい者雇用に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	○障がいのある職員が在籍することとなった場合、適切な環境整備等に努め、不本意な離職者を生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者就業生活相談員の選任義務が生じた場合、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がいのある職員が派遣された場合、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○職員面談の際、障がいのある職員に対し、必要な配慮等の有無や要望を把握し、本人にとって過度な負担とならないよう配慮した業務にするなど、本人が活躍できるよう適切な措置を講じる。 ○障がい者雇用に関するリーフレットの活用等により、職員の理解の促進を図る。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進するよう努める。